

令和元年度 公文書開示 (5月決定分)

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R2. 3. 24	R2. 5. 20	小池都知事が、新型コロナウイルスの感染拡大時には首都の封鎖もありうる、と3月23日に述べたことに関して、具体的にどのように「封鎖」するのか、その計画及び計画にかかる検討プロセスのすべてが分かる、一切の書面および電磁的記録。					1											開示対象の公文書について、作成または取得しておらず、存在しないため。	政策企画局政策調整部政策調整課
2	R2. 3. 24	R2. 5. 20	小池都知事が、新型コロナウイルスの感染拡大時には首都の封鎖もありうる、と3月23日に述べたことに関して、その中枢機能を東京都内においている国の機関との交渉・面談・議論・検討のすべてが分かる、一切の書面および電磁的記録。					1											開示対象の公文書について、作成または取得しておらず、存在しないため。	政策企画局政策調整部政策調整課
3	R2. 3. 24	R2. 5. 20	小池都知事が、新型コロナウイルスの感染拡大時には首都の封鎖もありうる、と3月23日に述べたことに関して、いかなる条件において(たとえば感染者数が何名以上、といった基準等)「首都封鎖」を想定しているのかがわかる、一切の書面および電磁的記録。					1											開示対象の公文書について、作成または取得しておらず、存在しないため。	政策企画局政策調整部政策調整課
4	R2. 3. 24	R2. 5. 20	小池都知事が、新型コロナウイルスの感染拡大時には首都の封鎖もありうる、と3月23日に述べたことに関して、現在(本開示請求受付の時)はいかなる状況にあると認識しているか、都知事の認識を示す一切の書面および電磁的記録。					1											開示対象の公文書について、作成または取得しておらず、存在しないため。	政策企画局政策調整部政策調整課
5	R2. 3. 24	R2. 5. 20	小池都知事が、新型コロナウイルスの感染拡大時には首都の封鎖もありうる、と3月23日に述べたことに関して、その法・条例上の根拠や人権の制限との関係を含む、検討にかかる書面および電磁的記録の一切。 なお、都知事が結論を公に発言したものであるから、検討途上の都知事の発言を検討途上ゆえに公開できないとの主張は成立し得ず、こと基本的人権の制限に関する事柄であるだけに、かかる論によって公開を拒む場合は行政訴訟も検討せざるを得ないことを付記する。					1											開示対象の公文書について、作成または取得しておらず、存在しないため。	政策企画局政策調整部政策調整課
6	R2. 3. 24	R2. 5. 20	3月23日 知事報告資料	43	1															政策企画局政策調整部政策調整課
7	R2. 3. 24	R2. 5. 20	2020年3月23日「新型コロナウイルス感染症に対する対応方針について」に関連して ・この記者会見を実施することを決めた文書及び同席者を決めた理由がわかる文書並びに同席者の経歴などがわかる文書 ・経済情勢ヒアリングメモをうけての、飲食店、宿泊業、娯楽業向け経済対策に関する内容がわかる文書 ・3月26日を目途とされる「都の感染予防の指針」に関する検討内容がわかる文書					1											開示対象の公文書について、作成または取得しておらず、存在しないため。	政策企画局政策調整部政策調整課
8	R2. 3. 24	R2. 5. 20	2020年3月23日「新型コロナウイルス感染症に対する対応方針について」に関連して、記者会見をする際のマスク向け配布資料																東京都公式ホームページにおいて閲覧できる情報と同一の情報が記載された公文書であり、東京都情報公開条例第18条第2項により開示しないものであるため	政策企画局政策調整部政策調整課
9	R2. 3. 24	R2. 5. 20	新型コロナウイルスに関連して、都において、①災害対策基本法第85条2項(被災者の公的徴収金の減免等)の適用を検討しているか否か、②検討していないとすればその理由、③検討しているのであれば本開示請求受付の時点までの検討プロセス、が分かる、一切の書面および電磁的記録。					1											開示対象の公文書について、作成または取得しておらず、存在しないため。	政策企画局総務部総務課